

二 保険業法（平成七年法律第二百五号）に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十一項に規定する

投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一

号に掲げる法人を除く。）

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五

項に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6 第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条の規定は、適用しない。

7 連結子法人が法人税法第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）の取り消された日の前日の属する課税事業年度の地方法人税確定申告書（当該地方法人税確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、第一項及び前項の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十九条の三 前条第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第一項の承認又は同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受けている場合には、これらの承認に係る税務署長がこれらの規定により指定

する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

第二十三条第一項中「から第十四条まで」を「又は第十三条」に改める。

第三十条の見出しを「（外国法人の提出する申告書に係る記名押印）」に改め、同条中「法人の提出する」を「外国法人が」に改め、「第三十五条において同じ」を削り、「修正申告書」の下に「を提出する場合」を加える。

第三十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

（相続税法の一部改正）

第四条 相続税法（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「第二十八条第一項」の下に「（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第一条の三第二項第二号ただし書及び第二号ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同条第三項

第三号中「当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年

以下であるもの（当該期間引き続き）を「そのいずれの時においても」に改め、「に限る。」を削る。

第一条の四第二項第二号ただし書及び第三号ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

三 非居住贈与者 贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて次に掲げるものをいう。

イ 当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるものであつて次に掲げるもの

(1) この法律の施行地に住所を有しなくなつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）

(2) この法律の施行地に住所を有しなくなつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年を超えるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）のうち同日から一年を経過しているもの

口 当該贈与前十年以内のいづれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していなかったことがないもの

第二十八条第一項中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項第二号中「場合に」の下に「おいて」を
加え、同条第四項中「適用しない」を「適用しない」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一条の四第一項第二号口に掲げる者が短期非居住贈与者（贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて、当該贈与前十年以内のいづれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもののうちこの法律の施行地に住所を有しなくなつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年を超えるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）で、同日から二年を経過していないものをいう。次項及び第七項において同じ。）から贈与により財産を取得した場合には、第一項の規定は、適用しない。

6 前項の規定の適用を受けた者に係る短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有しなくなつた日から二年を経過する日までに再びこの法律の施行地に住所を有することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「その年の」とあるのは、「第五

項に規定する短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有したこととなつた日の属する年の」とする。

7 第五項の規定の適用を受けた者に係る短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有しなくなつた日から二年を経過した場合には、同項の規定にかかわらず、当該短期非居住贈与者を第一条の四第三項第三号に規定する非居住贈与者とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「その年の」であるのは、「第五項に規定する短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有しなくなつた日から二年を経過した日の属する年の」とする。

第五十九条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「が千」を「が百」に改める。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(特定の一般社団法人等に対する課税)

第六十六条の二 一般社団法人等の理事である者（当該一般社団法人等の理事でなくなつた日から五年を経過していない者を含む。）が死亡した場合において、当該一般社団法人等が特定一般社団法人等に該当するときは、当該特定一般社団法人等はその死亡した者（以下この条において「被相続人」とい

う。）の相続開始の時における当該特定一般社団法人等の純資産額（その有する財産の価額の合計額からその有する債務の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額をいう。）をその時における当該特定一般社団法人等の同族理事の数に一を加えた数（当該被相続人と同時に死亡した者がある場合において、その死亡した者がその死亡の直前において同族理事である者又は当該特定一般社団法人等の理事でなくなつた日から五年を経過していない者であつて当該被相続人と政令で定める特殊の関係のあるものであるときは、その死亡した者の数を加えるものとする。）で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものと、当該特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般社団法人等 一般社団法人又是一般財團法人（被相続人の相続開始の時において公益社団法人又は公益財團法人、法人税法第二条第九号の二（定義）に規定する非営利型法人その他の政令で定める一般社団法人又是一般財團法人に該当するものを除く。）をいう。

二 同族理事 一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の当該

被相続人と政令で定める特殊の関係のある者をいう。

- 三 特定一般社団法人等 一般社団法人等であつて次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。
- イ 被相続人の相続開始の直前における当該被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が二分の一を超えること。

ロ 被相続人の相続の開始前五年以内において当該被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が二分の一を超える期間の合計が三年以上であること。

3 第一項の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合には、当該特定一般社団法人等の相続税の額については、政令で定めるところにより、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定により当該特定一般社団法人等に課された贈与税及び相続税の税額を控除する。

4 第一項の規定の適用がある場合における第一条の三の規定の適用については、同項の特定一般社団法人等の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

5 第一項の規定の適用がある場合において、同項の特定一般社団法人等が被相続人に係る相続の開始前三年以内に当該被相続人から贈与により取得した財産の価額については、第十九条第一項の規定は、適

用しない。

6 第一項の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合における第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(消費税法の一部改正)

第五条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び」の下に「第四十六条の二並びに」を加える。

第十六条の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「延払条件付販売等に」を「リース譲渡に」に改め、「に規定する延払条件付販売等」を削り、「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第二項及び第四項中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改める。

第四十六条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第四十六条の二 特定法人である事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、第四十二条、第四十三条若しくは前二条又は国税通則法第十八条（期限後申

告) 若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書等若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（同条第三項に規定する修正申告書をいう。第五十六条において同じ。）（以下この項及び第三項並びに次条第一項において「納税申告書等」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書等に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされている事項（第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項及び第六項において同じ。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならぬ。

い。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる事業者をいう。

一 当該事業年度開始の時における資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人を除く。）

二 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項（定義）に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

五 国又は地方公共団体

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づづく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記

載等) を除く。) の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の事業者は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6 第一項の事業者の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第四十六条の三 前条第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を

提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（第四十六条第一項の規定による申告書にあつては、当該申告書が第四十五条第一項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これをその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をす

るときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

6 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている事業者につき、電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分のあつた日の翌日以後の期間につき、その処分の効果が生ずるものとする。

7 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

8 第一項の規定の適用を受けている事業者は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その

提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

第五十六条第一項中「（国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「同法第二十五条」を「国税通則法第二十五条」に改める。

第六十四条第三項中「犯罪」の下に「（第一項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとした者に係るもの除去。）」を加え、「若しくは保税地域から引き取られる課税貨物」を削り、「これらの規定」を「前二項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の犯罪（同項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとした者に係るものに限る。）に係る保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税に相当する金額の十倍が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、千万円を超えて該消費税に相当する金額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第六十七条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

別表第三第一号の表地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

別表第三第一号の表保険契約者保護機構の項中「(平成七年法律第百五号)」を削る。

(たばこ税法の一部改正)

第六条　たばこ税法(昭和五十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一　喫煙用の製造たばこ

イ　紙巻たばこ

ロ　葉巻たばこ

ハ　パイプたばこ

二　刻みたばこ

ホ　加熱式たばこ

第八条に次の二項を加える。

2　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物

が充填されたもの（製造たばこ製造者その他の政令で定める者以外の者がその製造場から移出するものを除く。）は、製造たばことみなして、この法律を適用する。この場合において、製造たばこの区分は加熱式たばことする。

3 前項の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具については、当該加熱式たばこの喫煙用具の製造者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなす。

第十条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「第一種の製造たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項の表中「第一種」を「葉巻たばこ」に、「第三種」を「パイプたばこ」に、「第四種」を「刻みたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「前項第一号口に掲げる加熱式たばこに係る同号口に定める金額の計算その他前二項の規定の適用」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 加熱式たばこの重量（フィルターその他の財務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の

○・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

二 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価（たばこ事業法

第三十三条第一項又は第二項（小売定価の認可）の認可を受けた小売定価をいう。）が定められて
いる加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定
により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第二
章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額（口(1)において「消費税等相当額」
といふ。）を除く。）

ロ イに掲げるものの以外の加熱式たばこ 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定め
る金額に、当該加熱式たばこを販売する者（当該加熱式たばこの製造者を除く。）の当該販売に係

る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該加熱式たばこに課されるべきたばこ税、地方税法第二章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額

(1) 製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこ 当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額（消費税等相当額を除く。）

(2) 保税地域から引き取られる加熱式たばこ 当該加熱式たばこにつき関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該加熱式たばこに係る関税の額（関税法第二条第一項第四号の二に規定する附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額

第十二条第一項及び第二項中「五千三百二円」を「六千八百二円」に改め、同条第二項中「一万四千四百二十四円」を「一万四千四百二十四円」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第三項中「掲げる日」を

「定める日」に改め、同項各号中「とき。」を「とき」に改め、同条第四項中「掲げる」を「定める」に、「手続」を「ところ」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「掲げる場所」を「定める場所」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

(未納税移出に関する特例)

第十二条の二 前条第一項の規定に該当する製造たばこの移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該製造たばこにつき、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該製造たばこが前条第一項各号に掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該製造たばこを移出した者と当該製造たばこを当該場所に移入した者が同一である場合における